

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第62号)による農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(別表関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則・付則 省略		本則・付則 省略	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)～(51) 省略		(1)～(51) 省略	
(52) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	市町（近江八幡市を除く。）	(52) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	市町（近江八幡市を除く。）
ア～エ 省略		ア～エ 省略	
オ 法第15条の4第1項の規定による必要な措置の勧告		オ 法第16条第1項の規定による必要な措置の勧告	
カ 法第15条の4第2項の規定による公表		カ 法第16条第2項の規定による公表	
(52)の2以下 省略		(52)の2以下 省略	